

市営墓地をご利用の みなさんへのお願い



ページ番号 1003206 【問合わせ】環境課(リサイクルセンター内) ☎21-4001

マナーを守ってみなさんが気持ちよく墓地を利用できるよう、ご協力をお願いします。

ご自身の区画の 定期的な確認・管理をお願いします



お盆には、多くの方がお墓参りに出かけます。市営墓地を利用されている方は区画の除草等をお願いします。また、刈り取った草等は、墓地内ごみ集積所に捨ててください。



▲雑草だらけの区画

※周りの方に迷惑をかけないように、定期的な除草や防草シートなどによる雑草対策をお願いします。

次の場合は、環境課での手続きが必要です

- ◆お墓に納骨するとき
- ◆使用者が亡くなられたとき
- ◆使用者を変更するとき
- ◆使用者の住所や氏名が変わったとき
- ◆お墓を設置するとき
- ◆お墓を返還するとき
- ◆遺骨を移動させるとき
- ◆管理料の納付書等の送付先を変更するとき

※手続きにあたり、本籍地記載の住民票等の書類が必要となる場合があります。
ご不明な点などがありましたら、環境課までお問合わせください。

令和6年度から墓地管理料を徴収しています

令和6年4月から、市営墓地使用者のみなさんから年間の管理料をいただいています。
今年度は、管理料をもとに、階段の手すり設置や側溝の補修、水汲み場の水栓取替え、通路の修繕を行います。また、通路の舗装や桶置き場の整備も予定しています。

今後も、みなさんが安心、快適に市営墓地を利用できるよう、順次各墓地の整備を進めていきます。

※5月上旬に墓地管理料納付通知書を郵送しています。届いていない方は、名義人として登録されていない、名義変更(承継)や住所変更の手続きがされていないなどの可能性がありますので、環境課までお問合わせください。

※令和4年3月28日から、環境課はリサイクルセンター(旧クリーンセンター)事務所へ移転しました。